

公布された条例のあらまし

○佐賀県立 21 世紀県民の森設置条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

- 1 佐賀県立 21 世紀県民の森の名称をレイクサイド北山に改称し、その設置目的を改めることとした。（題名及び第 1 条関係）
- 2 指定管理者が定める利用料金について、類似の施設の料金を考慮して定めることとした。（第 5 条第 2 項関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 については、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 利用料金の設定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。

○佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

- 1 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに対する初任給調整手当の支給月額の上限額及びその支給期間の上限を改定することとした。（第 7 条の 3 関係）
- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。

○佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）

- 1 災害応急作業等手当の上限額を改定することとした。（第 31 条の 2 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用することとした。

○佐賀県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）

- 1 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、行ってはならない行為として、次の行為を規制の対象とすることとした。（第 6 条第 1 項関係）
 - (1) 次に掲げる行為について、客引き（エに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。）をすること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供
 - イ 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。（4）のイにおいて同じ。）を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - ウ 深夜（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）において専ら異性の客を相手に、その身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
 - エ ア又はイに掲げる営業に関する情報の提供
 - (2) (1) のア又はイに掲げる行為（(1) のイに掲げる行為にあつては、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
 - (3) 売春類似行為（対償を受け、又は受ける約束で不特定の同性の相手方と性交類似行為をすることをいう。）をするため、公衆の目に触れるような方法で客引きをし、又は客待ちをすること。

- (4) 次に掲げる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。
- ア 人の性的好奇心をそそる行為、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる行為
 - イ 接待を伴う飲食をさせる行為
- (5) (4)のア又はイに掲げる行為（(4)のイに掲げる行為にあつては、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して当該行為をする役務に従事するよう誘引すること。
- (6) (1)、(3)及び(4)に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。
- 2 何人も、対償を供与し、又は供与する約束をして、他人に1の規定に違反する行為をさせてはならないこととした。（第6条第2項関係）
- 3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるよう呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引してはならないこととした。（第6条第3項関係）
- (1) 1の(1)のイからエまでに該当する行為（1の(1)のイに掲げる行為にあつては、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）に係る客又は利用者
 - (2) 1の(4)のイに該当する行為（通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）をする役務に従事する者
- 4 警察官は、3の規定に違反して誘引を行っていると思われる者に対し、当該誘引行為をやめるべき旨を命ずることができることとした。（第6条第4項関係）
- 5 何人も、公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、1の(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる行為（以下「客引き等」という。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法により客引き等の相手方となる者を待つてはならないこととした。（第6条第5項関係）
- 6 警察官は、5の規定に違反して客引き等の相手方となる者を待つていると思われる者に対し、客引き等の相手方となる者を待つてことをやめるべき旨を命ずることができることとした。（第6条第6項関係）
- 7 2の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処することとするとともに、常習としてこの規定に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。（第12条関係）
- 8 1の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとするとともに、常習としてこの規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。（第13条関係）
- 9 4の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとした。（第14条関係）
- 10 6の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとした。（第15条関係）
- 11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、7、8、9又は10の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各違反行為の罰金刑を科することとした。（法第16条関係）
- 12 その他所要の改正を行うこととした。

13 この条例は、令和6年9月1日から施行することとした。

○佐賀県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、引用条項等の整理を行うこととした。（第10条及び附則第2項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。